

計画書

鹿児島都市計画下水道の変更(鹿児島市決定)

鹿児島都市計画下水道鹿児島市公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。
また、同公共下水道「3. 下水管渠」において錦江処理場放流渠を廃止する。

2. 排水区域

「排水区域は別紙のとおり」

(備考)面積 約7,833ha(うち処理区域 約7,833ha)

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
錦江処理場放流渠	鹿児島市錦江町	鹿児島市錦江町	廃止

「区域は別紙のとおり」

理 由

本市の公共下水道事業は、市街地に必要な都市施設として、昭和33年1月に市中央部の300haについて都市計画決定(鹿児島都市計画下水道)を行い、その後、市街化区域を対象に区域の拡大を続けている。現在、市街化区域の93%に当たる約7,826haにおいて、汚水と雨水を別々に排除する分流式で整備を進めており、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除等を図っている。

下水道の都市計画決定を行っている区域(以下「排水区域」と言う。)に対する令和4年度末の整備状況は、汚水については、整備面積7,115haで90.9%の整備率となっており、雨水については、整備面積5,425haで69.3%の整備率となっている。

また、「鹿児島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」では、「汚水については、市街化区域内において公共下水道の処理区域の拡大を図るとともに、普及促進に努める。また、雨水については、市街化区域において公共下水道の整備を進める。」と位置付けている。

今回の変更は、公有水面埋立や宅地開発等で市街地整備がなされた区域を追加する。また、処理場の統廃合に伴い、錦江処理場の放流渠を廃止するものである。

変 更 対 照 表

1. 下水道の名称 鹿児島市公共下水道

2. 排水区域

区分	名 称	面 積	備 考
前	鹿児島市公共下水道	約7, 826ha	うち処理区域 約7, 826ha
後	鹿児島市公共下水道	約7, 833ha	うち処理区域 約7, 833ha

3. 下水管渠

区 分	名 称	位 置		区 域		備 考
		起 点	終 点	管径	延長	
前	錦江処理場 放流渠	鹿児島市 錦江町	鹿児島市 錦江町	φ1000~ φ1400	490m	廃止
後	—	—	—	—	—	

鹿児島都市計画下水道の変更[市決定] (汚水・雨水)

約 7, 8 2 6 ha

鹿児島市公共下水道 約 7, 8 3 3 ha (追加 約 7 ha)

別紙

